

# 協議会だより

工藤彰三・内閣府特命担当副大臣と懇談を行いました

二〇二三年一〇月二〇日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）は、工藤彰三・内閣府特命担当副大臣と中央合同庁舎八号館副大臣室において、懇談を行いました。

これは、第五八回全国学童保育研究集会に向けて、内閣府特命担当副大臣（ごども政策 少子化対策 若者支援 男女共同参画）、副大臣、担当政務官に来賓・あいさつのお願いをする過程で、実現したものです。

副大臣の地元・愛知で、愛知学童保育連絡協議会が日常的に懇談を行っているつながりをもとに、地元事務所をお願いし、国会事務所・副大臣室を通じて、懇談が設定されました。

当日、全国連協は、六月二二日

に「ごども家庭庁成育環境課に提出した要望書、八月二二日に内閣府地方分権改革推進室（ごども家庭庁成育環境課に提出した緊急申入書、全国連協発行の冊子『学童保育情報 2022-2023』改訂・テキスト学童保育指導員の仕事【増補版】」、提言『高等教育機関における「学童保育士」養成課程の設置について』」を持参しました。

懇談では、子育てをめぐる現状、副大臣のごども時代のごことを交えつつ率直な意見交換が行われました。自治体では、指導員の「認定資格研修の免除」や「基礎資格のさらなる緩和」を求める声もあり、全国連協では育成支援の質の確保そのものが困難になることはもとより、ごどもの命と安全を守ることを揺るがしかねないことを懸念していることを伝えました。副大臣は、「日本版DBS」（教育・保

育施設等やごどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴などについての証明を求める仕組み）の導入についてもふれられていました。

「ごどもの居場所づくりに関する指針」答申案が示されました

二〇二三年九月二五日、ごども家庭庁に置かれた「ごども家庭審議会」（内閣総理大臣またはごども家庭庁長官の諮問機関）にて、「ごどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の答申案（以下「答申素案」）が示されました。

「答申素案」では、第二章で「ごどもの居場所」を総論としてつぎのように定義しています（学童保育「放課後児童クラブ」をはじめ、個々の事業のあり方については記述がありません）。

「ごども・若者が過ごす場所・時間、人との関係性全てが、ごども・若者にとっての居場所になる。

すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとりうるものである。／こうした多様な場がごどもの居場所になるかどうかは、一義的には、ごども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかに依っている。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である。／したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、ごども本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、ごども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、ごどもの主体性を大切にすることが求められる。」

また第一章「はじめに」には、「策定までの経緯」「ごどもの居場所づくりが求められる背景」「ごどもの居場所づくりを通じて目指したい未来」について記述されています。しかし、私たちがかねてより主張している「居場所では」子どもを支え

る大人の存在・関わりが重要であること」「子どもと関わる大人が、専門的な知識や技能、力量、倫理観を最低限身につけるべきこと」などにはふれられていませんでした。

## 「子ども大綱」の中間整理が公表されました

二〇一三年九月二十九日、子ども家庭庁に置かれた「子ども家庭審議会」にて、「今後五年程度を見据えた子ども施策の基本的な方針と重要事項等」子ども大綱の策定に向けて「中間整理」(以下「中間整理」)が示されました。

子ども大綱は、「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」についての既存の三法律の白書・大綱と一体的に作成されるものです。子ども家庭審議会(以下「中間整理」をまとめた後、「子ども政策推進会議」(内閣総理大臣を会長とする閣僚会議))で案が作成されます。

「中間整理」では、「居場所」への「こころ」の定義として

ます。

「居場所づくり」(全てのこと)も・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとより子ども・若者の『居場所』とは、子ども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所・時間、人との関係性全てが『居場所』になりえるものであるが、その場を居場所と感じるかどうかは子ども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、新たに子どもの居場所をつくっていくことに加え、すでに子ども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こ

うした点を含め、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「子どもの居場所づくりに関する指針(仮称)」に基づき、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。／全てのもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む」

このように、「中間整理」では、学童保育(放課後児童クラブ)が「居場所づくり」の項目に含まれており、全国連協では、さまざまな居場所づくりの事業や取り組みに、学童保育が埋没してしまわないかを懸念しています。

また、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」「放課後児童クラブ運営指針」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に記載された内容が担保できるような仕組みなどについても言及がありません。

文中の「放課後児童クラブの安定的な運営を確保」という文言は、「こども未来戦略方針」(二〇一三年六月一三日に閣議決定)に示された文言を引き継ぐものですが、「生活の場」を保障するために求められる指導員の専門職としての力量「保護者の参画」という視点が不足しています。

「答申素案」と「大綱の中間整理」については、二〇一三年九月二九日から一〇月二日まで意見公募が行われ、全国連協も積極的な応募を呼びかけました。結果がわかり次第、報告します。

子ども大綱、「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」ともに、二〇一三年内に閣議決定される予定です。